

# 口座振替決済サービス利用規約

## (適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、口座振替決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

## (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- (1) 口座振替 買主の甲に対する通信販売による商品の代金等の支払債務について、SMBC ファイナンスサービス株式会社（以下「SMBC」という）が提携する金融機関（以下「提携金融機関」という）における当該買主の指定した預金口座から当該代金等相当額を自動振替によって SMBC が受領し、当該代金等から SMBC 所定の手数料等を控除した残額を PG が甲を代理して受領すること
- (2) 口座振替決済サービス PG が提供する口座振替による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるものをいい、以下の2タイプに分類される
- ① スタンダードタイプ 振替日が選択不可能なもの
  - ② セレクトタイプ 振替日が PG 指定の日程から選択可能なもの

## (口座振替決済サービスに関する本サービスの内容)

- 第3条 甲は、買主から金融機関の口座が記載された預金口座振替依頼書（以下「依頼書」という）を甲の責任において回収するものとし、SMBC が別途定める日までに前もって SMBC に対して送付する。SMBC は、甲から受領した依頼書を提携金融機関に送付する。
2. 甲は、予め依頼書に買主の指定する金融機関コード、支店コード、委託者コード、顧客コード等 PG 又は SMBC が定める必要事項が記入されているか否かを調査するものとし、当該依頼書に未記入の事項がある場合は SMBC から連絡を受けた PG を通してその旨通知され、新たに依頼書を SMBC に対して送付する必要があること（当該未記入の事項があった依頼書の返還は行われぬ）、新たな依頼書の提出によって口座振替日に変更された場合、PG は何らの責任を負わないことに同意する。
3. 甲は、買主が指定した金融機関の口座等、依頼書記載事項に変更が生じたことを知った場合、速やかにその旨 PG に通知するとともに、新たに当該変更が反映された依頼書を買主から入手し、SMBC に提出しなければならない。
4. 甲は、口座振替によって支払われる商品の代金等が記載された請求データを PG の指定する期日及び方法によって PG に提出するものとし、PG は甲から提出された当該請求データに基づき、買主の指定する金融機関口座から振替を行うことを、SMBC を通じて提携金融機関に依頼し、SMBC から当該依頼の結果の報告を受けた場合、当該結果を甲に通知する。
5. 前4項の定めにかかわらず、甲は、依頼書に記載すべき事項に関するデータ及び請求データ（以下「データ」と総称する）を PG の指定する方法（請求データに関しては前項とは異なる方法）で通信回線を通じて PG のシステムに送信することができる。かかる場合、PG は甲から受信したデータを SMBC に送信し、SMBC は PG から受信した当該データを提携金融機関に送信する。
6. 提携金融機関は、SMBC からデータを受信後、買主のパソコン等の画面に口座振替に関する受付画面を表示し、買主が当該画面に表示された提携金融機関所定の手続を完了させた場合、当該手続の完了に関する結果を、SMBC を通じて PG へ送信し、PG はこれを甲に送信する。
7. PG は、口座振替に係る代金等の金額を管理するためのデータ処理を行う。

## (口座振替決済サービスに関する本サービスの利用)

- 第4条 甲が口座振替決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、口座振替決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び口座振替決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、口座振替決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知された当該提供開始日以降、口座振替決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。
2. PG は、甲を売主とする商品の代金等について口座振替を行うことについて、SMBC から承認を得た場合にのみ前項の登録を行う。当該承認が得られなかった場合、甲は、口座振替決済サービスを利用することはできない。PG は、当該承認が得られなかった場合においても、その理由を甲に開示する義務を負わない。甲は、当該承認を得ることに関連して PG から資料、情報等の提供を要請された場合には速やかに応じるものとする。

## (口座振替決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、口座振替決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

## (受領業務の委託)

- 第6条 甲は、PG に対し、口座振替に係る代金等の代理受領業務を委託し、PG はこれを受託する。
2. PG は、前項に基づいて甲から委託を受けた代理受領業務を SMBC に再委託する。
3. 甲は、前項の再委託に同意し、異議を述べない。

## (引渡金の支払等に関する特則)

第7条 PG は、第3条各項の手続によって商品の代金等が買主の指定する提携金融機関口座から引き落とされ、当該提携金融機関から SMBC へ、SMBC から PG へと順次、当該代理受領に係る支払がなされた場合、PG は当該代理受領した当該金

額から口座振替決済サービスに関する PG 所定の手数料及び振込手数料（提携金融機関及び SMBC の各委託料等及び振込手数料に相当する額を含む）並びにこれらに対する消費税等相当額を控除した残額（以下「引渡金」という）を、本申込書等に記載の支払期限に従って、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により支払う。但し、PG は、甲が他の決済方法に関して本サービスを利用している場合には、当該他の決済方法に係る支払と合算して支払うことができる。

2. PG は、提携金融機関又は SMBC について、支払不能若しくは支払停止が生じ又は破産、民事再生、会社更生、特別清算、特定調停等の法的債務整理手続開始等の事情によって PG が SMBC から当該代理受領に係る支払を受けていない場合、PG は、当該代理受領分に関しては、前項による口座振替決済引渡金の支払義務を負わない。
3. 前二項に定めるもののほか、引渡金の支払、支払留保又は返金については利用規約第 38 条、第 39 条及び第 40 条の定めに従う。

#### **（免責に関する特則）**

第 8 条 利用規約第 25 条及び本規約第 3 条第 2 項に定めるもののほか、PG は、以下の各号に基づく口座振替の未実行について責任を負わない。

- （1）依頼書により買主が指定した金融機関口座の残高が不足していた場合
- （2）依頼書記載事項に相違があった場合
- （3）依頼書に押印された金融機関届出印に相違があった場合
- （4）第 3 条第 6 項に基づく手続を買主が行わなかった場合
- （5）その他 PG の責に帰すべからざる事項（通信回線の輻輳による通信回線の不通等を含むがこれに限定されない）による場合

#### **（事後効）**

第 9 条 本利用契約のうち口座振替決済サービスに関する本サービスに関連する部分が事由の如何を問わず終了した後においても、本規約第 7 条、第 8 条及び本条はなお無期限に有効とし、当該終了の日までに本利用契約に基づき発生した具体的な金銭債権及び金銭債務は本利用契約の終了によって影響を受けない。

以上